

児童発達支援事業所みどりの家 児童発達支援プログラム

【基本情報】

名称 児童発達支援事業所みどりの家

所在地 岐阜県岐阜市長良福光 2020

作成年月日 令和 5 年 8 月 1 日

【経営理念】

* 子どもの立場に立って、子どもの人権を大切にします。

* 家族が元気に子育てできるよう支援します。

* 育みを支援し子供の成長を見守ります。

特にことば、コミュニケーションの発達を育みます。

* 共に生き、共に育ちあえる社会をめざします。

* スローガン 笑顔いっぱい、元気いっぱい のびのびのばそう あなたの芽

【支援目的】

合同会社ホサナが設置する児童発達支援事業所みどりの家における指定児童発達支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とします。

【支援方針】

1, 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていきます。

2 指定児童発達支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他、福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

3 前二項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年岐阜市条例第 3 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供します。

【営業日及び営業時間等】

(1) 営業日 月曜日から金曜日までです。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までです。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

午前9時から午後4時30分

7, 送迎は実施していません。

【児童発達支援の概要】

1) 通常の児童発達支援の内容 種類

①支援形態

集団指導	2～4歳児で発達療育指導が必要な幼児
小集団指導	4～6歳児でコミュニケーション、行動統制の必要な幼児
個別指導	3～6歳児で個別指導の必要な幼児

②支援内容 個別支援計画に基づいた支援の提供をします。

療育指導・・・5領域に沿って発達支援を行います。

*基本的生活習慣

食事、排泄、着脱、身支度等、自分のこと自分でできる力を育てます。

*運動

- ・感覚運動遊びを中心にしながら（親子遊び、リトミック、プール）粗大運動の発達に応じた運動が出来る力を育てます。
- ・皮膚感覚刺激をしながら触る、触れられ楽しむことが出来るようにします。

*認知 行動 ・視知覚訓練

- ・見る力をつけつつ、手先の巧緻性を高め、知力、探索操作性をはぐくみながら 絵画、工作、等創作的活動が出来るように育みます。
- ・集団行動
自分の気持ちをコントロールして集団の動きにあわせ、ルールがわかるように育てます。

*社会性 対人関係

大人、子どもとのやりとりを育て、人への信頼感を育てていきます。

*言葉・コミュニケーション

言葉の発達を促し、人とやり取りやお話しする楽しさを味わうよう支援します。

- ・機能訓練 ・言語療法（プレスピーチ、スピーチ、発声発語訓練 摂食指導
- ・心理指導等（SST）を提供します。

③療育ノート の記載

通園日の連絡ノートとして記載することを通して、保護者の養育への支援を行うとともに、利用児の記録として活用します。

・健康・保健指導 利用児の健康状態の把握に努め、日常の健康管理について支援を行います。

○ 上記の支援を利用児が在籍するクラスを基本とした活動及び日課の中でとりくみます。

○ 支援の方法として、親子通園です。親子通園は、子どもの姿を職員と共にとらえ、一緒に取り組み、理解していくことを通して、子育てを援助していくことをねらいとしています。

2) その他の児童発達支援種類内容

①個別懇談

利用児のモニタリング、個別支援計画の作成、進路についての相談を中心に実施し、保護者と共通の理解を図り利用児の療育を進めていくことを目的に行います。6か月に1回または保護者の希望により実施します。

②行事

利用児の発達支援に必要な支援を実施します。

アリーナ・友愛プール、公園散歩などの課外活動

母親以外の家族が療育活動に参加出来るように支援します。

③家族等に対する療育指導等

*保護者学習会

保護者への療育に関する情報の提供及びお互いに学びあう機会として実施します。

*健康指導 健康チェック、健康相談

*便宜に附随する便宜、その他必要な療育、相談、助言

3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携

*移行支援 *幼稚園・保育園・小学校訪問

*地域、支援地域連携

*協力医療機関

利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、小笠原内科・クリニック（協定を締結しています）に連絡を取り、これに対して迅速に適切な対応をとります。

*発達検査依頼 井川クリニック・希望が丘小児科、松波病院小児科 エール岐阜

4) 職員の質の向上に資する取り組み

療育研修 障害幼児研究会会員 研修会
 県・市主催の各種研修会
 施設内研修
 他施設にて見学・研修